

社会福祉法人福島県社会福祉事業団行動計画書

策定日 令和3年2月24日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、職員がその能力を十分に発揮出来るようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2. 内 容

項目：達成しようとする目標に関する事項

(分類② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備) から二項目

目標1・労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

(ノー残業デーの実効性、向上策を含む)

職員一人当たりのひと月の時間外平均を2.25時間以内とする

目標2・年次有給休暇の取得促進措置の検討及び実施

(計画年休の導入を含む)

年次有給休暇取得率の平均を60%以上とする。

3. 対 策

- ・令和3年4月～現況調査及び分析
- ・令和3年10月～課題整理及び対応策の検討
- ・令和4年4月～対応策の決定(年度毎に実績を周知することで認識を高める)
- ・令和5年4月～実施予定

4. 公 表 日 令和3年2月24日